

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年6月29日(2006.6.29)

【公表番号】特表2005-525251(P2005-525251A)

【公表日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2005-033

【出願番号】特願2004-503230(P2004-503230)

【国際特許分類】

B 2 9 C 39/26 (2006.01)

B 2 9 C 33/62 (2006.01)

B 2 9 C 39/02 (2006.01)

C 0 8 G 65/04 (2006.01)

B 2 9 L 11/00 (2006.01)

【F I】

B 2 9 C 39/26

B 2 9 C 33/62

B 2 9 C 39/02

C 0 8 G 65/04

B 2 9 L 11:00

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月9日(2006.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成形物の製造方法であって、

(a) 複数の部品からなるUV透過性石英又はガラス型の少なくとも一つの表面に、ポリ(オキシエチレン)-ポリ(オキシプロピレン)ブロックコポリマーの溶液を塗布する工程、

(b) 前記溶液を前記型の表面で乾燥させる工程、

(c) 架橋性基を有する水溶性プレポリマーを含む水溶液を前記型に入れる工程、

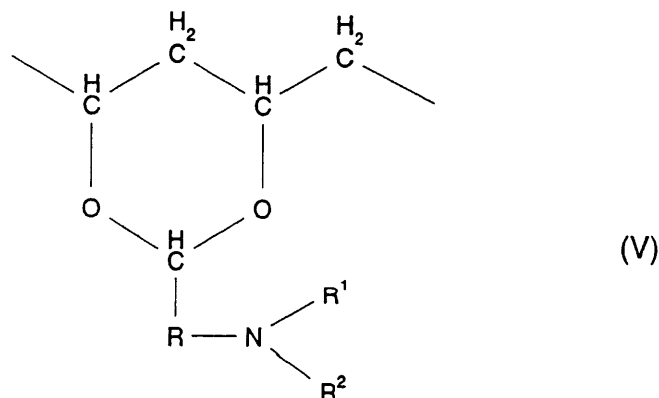
(d) UV線の照射によって架橋を開始させる工程、

(e) 前記型から成形物を取り出す工程、及び

(f) 前記型を洗浄し、乾燥させる工程、を含み、

ここで、架橋性基を有する前記水溶性プレポリマーが、式

【化 2】



(式中、RはC₁～C₈アルキレンであり、R¹は、水素又はC₁～C₇アルキルであり、R²は、好ましくは炭素原子25個までを有するオレフィン性不飽和電子求引性共重合性基である)

の単位をポリビニルアルコールのヒドロキシル基の数に基づいて約0.5～約80%含む、少なくとも約2000の分子量を有するポリビニルアルコールの誘導体である、方法。

【請求項 2】

工程(a)～(f)をサイクルとして繰り返す、請求項1記載の方法。

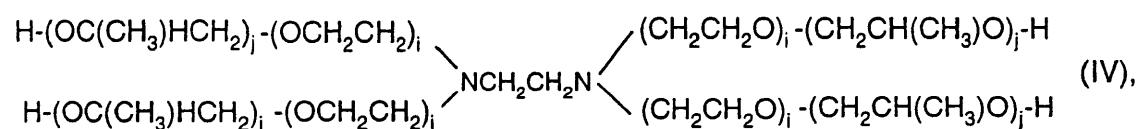
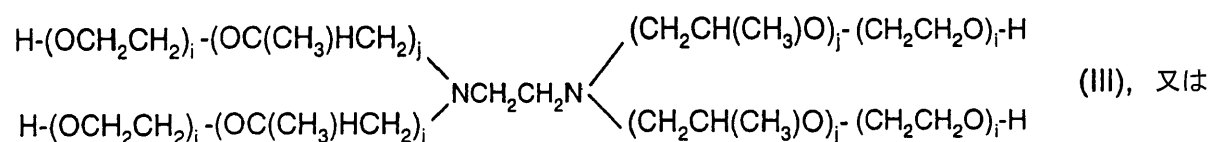
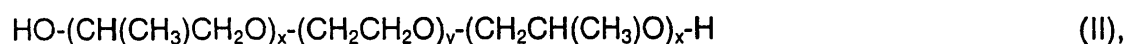
【請求項 3】

前記成形物が眼科用レンズ、特にコンタクトレンズ又は眼内レンズである、請求項1又は2記載の方法。

【請求項 4】

前記ポリ(オキシエチレン)-ポリ(オキシプロピレン)ブロックコポリマーが、式

【化 1】



(式中、i、j、x及びyは、それぞれ2～400の値を有する)のブロックコポリマーである、請求項1～3のいずれか1項記載の方法。

【請求項 5】

前記ブロックコポリマーが、3,000～15,000の数平均分子量を有する式(I)のブロックコポリマーである、請求項4記載の方法。

【請求項 6】

前記ブロックコポリマーが、 $10,000 \sim 30,000$ の数平均分子量を有する式(III)のブロックコポリマーである、請求項4記載の方法。

【請求項7】

前記溶液が、前記ブロックコポリマーを、前記溶液の全重量に基づいて $0.01 \sim 3$ 重量%、好ましくは $0.1 \sim 0.25$ 重量%含む、請求項1~6のいずれか1項記載の方法。

【請求項8】

前記溶液が、 $C_1 \sim C_4$ アルカノール、 $C_2 \sim C_6$ ジアルキルエーテル又は $C_3 \sim C_5$ ケトンを含む、請求項1~7のいずれか1項記載の方法。

【請求項9】

工程(a)で、前記界面活性剤の溶液を吹付け又はスタンピングによって塗布する、請求項1~8のいずれか1項記載の方法。

【請求項10】

工程(a)及び(b)それぞれの処理が10秒未満である、請求項1~9のいずれか1項記載の方法。

【請求項11】

式(V)の前記単位において、Rがメチレンであり、 R^1 が水素であり、 R^2 がアクリロイルである、請求項1~10のいずれか1項記載の方法。